

## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村権利擁護センター設置運営規程

### (目的)

第1条 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等判断能力が十分でない者が地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の利用促進を目的に昭和村成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務実施要綱に基づき昭和村権利擁護センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 前条の目的を達成するため、センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に関する普及啓発業務
- (2) 成年後見制度に関する相談対応
- (3) 申立等の支援に関する業務
- (4) 成年後見制度に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務
- (5) 市民後見人の養成及び登録等に関する業務
- (6) 市民後見人の活動に関する相談及び支援業務
- (7) 受任調整会議に関する業務
- (8) その他成年後見制度の利用促進のために必要な事業

### (設置場所)

第3条 センターは、利根郡昭和村大字糸井624番地 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局内に設置する。

### (開設時間)

第4条 センターの開設時間は、毎週月曜日から金曜日の午前8時15分～午後5時15分とする。但し、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定される祝日及び12月29日～翌年1月3日までの期間を除く。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名  
センター長は、センター事業を指揮監督し、相談支援業務全般のマネジメント等を行う。
- (2) 相談支援員 若干名  
相談支援員は、相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を行う。

### (協議会)

第6条 成年後見制度の利用促進を図るとともにセンターの適正な運営や技術的な援助を行うために昭和村成年後見制度利用促進・連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会構成員)

第7条 協議会は10名以内の構成員をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他本会会長が適任と認める者

(任期)

第8条 協議会構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

2 構成員は再任を可能とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長1名、副会長1名を置き構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会会議)

第10条 協議会会議は会長が招集する。

2 協議会会議の議長は会長をもって充てる。

3 協議会会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 協議会会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(情報の公開・管理)

第11条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、協議会会議及び審査に係る資料は非公開とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は本会会長が決定する。

附 則 この規程は、令和5年9月1日から施行する。